

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	—	—	—
		補正予算(b)	—	—	199,662,689
		繰り越し等(c)	—	—	-125,678,429
		合計(a+b+c)	—	—	(※記入は任意)
	執行額(千円)	—	—	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	・第百七十九回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(原発事故の一日も早い収束のために) ・第百七十八回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(復旧・復興の加速)				

測定指標	1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	目標 長期的な目標 当該地域を段階的かつ迅速に縮小
	2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	目標 長期的な目標 1ミリシーベルト以下
	3	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	目標 平成25年8月末末 平成23年8月末と比べて約50%減少した状態
	4	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	目標 平成25年8月末末 成23年8月末と比べて約60%減少した状態
	5	中間貯蔵施設の供用開始	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	目標 平成27年 供用開始

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、除染モデル実証事業、役場等公共施設における先行除染、常磐道における除染モデル事業等を実施するとともに、5市町村で除染計画を策定している(平成24年6月現在)。また、汚染状況重点調査地域に指定された市町村(104)のうち、約9割の市町村において本法に基づく除染計画又は緊急実施方針に基づく計画を策定している(平成24年6月現在)。さらに、本年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築している。</p> <p>○「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設設置に向けて取り組んでいるところ。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○上記を踏まえ、放射性物質汚染対処特措法に基づき、関係自治体のご理解・ご協力を頂きつつ、仮置場の確保等諸課題に着実に取り組みながら、除染等の措置等を推進するとともに、中間貯蔵施設設置に向けた取組を進めていく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	環境回復検討会等
-----------------	----------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月) ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対処特措法施行チーム	作成責任者名	江口 博行	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-------------------	--------	-------	----------	---------